

犯罪者の家族のイメージと体験の分析

舘野一宏*・兒玉憲一*

An analyse of image and experience of families of offenders

Kazuhiro Tateno* Kenichi Kodama*

The purpose of this study was to examine the image of offender's family and experience of them in society. Study 1 was administrated to 163 university students. Students were inquired about the image of the offender and his parents, and degree of think about responsibility of offender's parents for society. Students were divided into two groups at random. One replied to the questionnaire about an atrocious crime, the other answered about a corruption. Study 2 examined the situation of offender's family from a memoir and a novel.

The result of study 1 shows that parents of desperate criminals are demanded responsibility for society more than parents of corruptionists are demanded it. The result of study 2 shows that offender's families are suffering badly from their social, economic and psychological conditions.

Keywords : offender's family, parents of offender

問題と目的

問題の背景

近年、犯罪被害者問題に対する国民の関心が高まり、被害者の保護や救済が刑事政策の方面でも重要な課題となっている。しかし、保護や救済を必要としているのは犯罪被害者だけだろうか。井上(1986)は、法務総合研究所が行った受刑者の家族に関する実態調査を分析し、夫の逮捕、収容によって、残された妻子には、経済的、社会的、心理的なさまざまな分野の困難や問題が一度に競合して襲来し、危機的状況を作り出すと報告している。また、望月(1985, 1989)は犯罪者と家族の問題を考える際に、「被害者としての家族」という視点を挙げている。これは、家族が直接犯罪の対象になるという意味ではなく、犯罪者の家族が、あたかも犯罪者自身であるかのように社会から扱われるということを意味している。つまり、日本において犯罪が生じたとき、その犯罪を起こした人個人の問題よりもその家族の人たちがさまざまな社会的反応を受けることや、家族員の中から犯罪

*広島大学大学院教育学研究科(Graduate School of Education, Hiroshima University)

者が出たとき、何の罪も犯していない他の家族員が社会に対して責任をとることがあるという。例えば、1981年の、パリに留学した日本人学生がガールフレンドを殺害しその肉を食べるという事件を起こしたことから、彼は32歳という立派な大人であったにもかかわらず、その父親はそれまで優れた業績をあげていたが株主総会で社長の地位の辞退を申し出て、それが承認されるということがあったことを挙げている。また、同年のアメリカでのレーガン大統領狙撃事件の犯人、ジョン・ヒクスリー(25歳)の父親は、天然ガス・石油の開発会社の経営者であったが、この事件によりその地位から退くことはなかったことを挙げ、このことから、犯罪を起こした人の家族が、社会に対して責任を負うということが日本特有の現象であることを指摘している。これらのことから、犯罪被害者のみならず、犯罪者の家族もまた、保護や救済を必要としていると考えられる。

犯罪者のイメージに関する研究

成人の犯罪者の家族が犯罪者と同じように非難されるということは、社会一般に、犯罪者の家族は犯罪者同様、非難されて然るべきという意識があると考えられる。社会学の立場から、岡田・安藤(1994)は「犯罪」という抽象的な概念と「殺人や強盗など、凶悪な犯罪」、「放火」、「暴力で他人を傷つけるような犯罪」、「汚職」、「詐欺や横領」、「麻薬や覚せい剤の使用」、「窃盗やスリ、万引き」7種類の犯罪についてそれぞれについて犯罪者に対するイメージを調査し、犯罪の種類ごとに人々が抱いている犯罪者イメージを明らかにした。その結果、「犯罪」の因子得点と「殺人や強盗など、凶悪な犯罪」の因子得点が似通っており、逆に「汚職」の因子得点は、“社会的・経済的安定因子”の得点が高く、“社会的・経済的不安定因子”の得点が低いという「殺人や強盗など、凶悪な犯罪」の因子得点とは逆のパターンが見られた。このように、その種類により犯罪に対するイメージは多様であることが明らかにした。ただし、この研究では、犯罪者の家族のイメージまでは明らかにされていない。犯罪者の家族は犯罪者同様、非難されて然るべきという意識があるとするならば、犯罪者の家族に対しても、犯罪者に対するイメージと同様なイメージを抱いていると考えられる。

本研究の目的

そこで、本研究では、犯罪者とその家族がどのようなイメージを持たれ、社会からどのように扱われているかを明らかにすることを目的とする。

研究1では、犯罪者とその親イメージを調査し、犯罪の種類、回答者の性別、および犯罪者の親が社会的責任を負うべきと思うか否かについて比較し、犯罪者とその父親および母親がどのようなイメージを持たれているかを明らかにする。なお、犯罪の種類については、岡田・安藤(1994)の研究で「犯罪」イメージに最も近かった「殺人や強盗など、凶悪な犯罪」と、「犯罪」イメージと最も異なるイメージがみられた「汚職」の2種類の犯罪を扱うことにする。また、イメージする犯罪者の年齢、性別によって、犯罪者およびその親に対するイメージが異なることが考えられるため、本研究ではイメージする犯罪者を「20代後半の男性」に限定する。

研究2では、犯罪者の家族の書いた手記、犯罪者の家族の描かれた小説の分析を通して、犯罪者の家族が社会からどのような扱いを受けているのかを明らかにする。また、本研究では主に事件直後における家族の状況に着目し、犯罪者の家族が事件直後、家族員の起こした犯罪によってどのような影響を受けるのかを検討する。

研究 1

目的

本研究は、犯罪者とその親イメージを調査し、犯罪の種類、回答者の性別、および犯罪者の親が社会的責任を負うべきだと思うか否かによって比較し、犯罪者とその父親および母親がどのようなイメージを持たれているかを明らかにすることを目的とした。

方法

調査対象者 広島大学に在籍し、教職専門科目を受講している学生 163 名を対象とした。

項目の選定 調査項目として、岡田・安藤（1994）の犯罪者の個人的・社会的な属性を示す項目（40 項目）から、次の基準により 25 項目を選定した。犯罪の種類については、岡田・安藤（1994）の結果から、7 種類の犯罪のうち、対照的なイメージを示した「殺人や強盗などの凶悪な犯罪」と「汚職」の 2 種類の犯罪を用いた。項目の選定の基準としては、岡田・安藤（1994）の研究において、各犯罪の種類ごとに、40 項目それぞれについて得られた回答を、「思う」、「やや思う」（イメージ高群）と、「思わない」、「全く思わない」（イメージ低群）の 2 群に分け、 χ^2 検定を行った結果から、殺人や強盗などの凶悪な犯罪を起こす人、および汚職を犯す人のイメージ両方において、イメージ高群の回答の方がイメージ低群の回答よりも有意に多かった項目を選択した。

質問紙の構成 ①犯罪者本人に関する質問：「ある 20 代後半の独身男性が〔犯罪行為名〕を起こしたとします。あなたは、この人についてどのようなイメージを抱きますか？そのイメージに、以下に挙げる項目がどの程度あてはまるかをお答えください。」という質問文に続いて個人的・社会的な属性を示す項目を挙げ、それぞれに「思う」（4 点）、「やや思う」（3 点）、「あまり思わない」（2 点）、「全く思わない」（1 点）の 4 件法で評価を求めた。

②犯罪者の父親に関する質問：①同様、「ある 20 代後半の独身男性が〔犯罪行為名〕を起こしたとします。あなたは、その人の父親にどのようなイメージを抱きますか？そのイメージに、以下に挙げる項目がどの程度あてはまるかをお答えください。」という質問に個人的・社会的な属性を示す項目を挙げ、4 件法で評価を求めた。

③犯罪者の父親の社会的責任を問う質問：「ある 20 代後半の独身男性が〔犯罪行為名〕を起こしたとします。あなたは、その人の父親にどの程度社会的責任(わが子に代わって謝罪するなど)があると思いますか」という質問に、「思う」（4 点）、「やや思う」（3 点）、「あまり思わない」（2 点）、「全く思わない」（1 点）の 4 件法で回答を求めた。

④犯罪者の母親に関する質問：②に同じ。「父親」を「母親」に替えて尋ねた。

⑤犯罪者の母親の社会的責任を問う質問：③に同じ。「父親」を「母親」に替えて尋ねた。

⑥回答者の属性を尋ねるもの：回答者の性別・年齢を尋ねた。

質問文の〔犯罪行為名〕には、「殺人や強盗などの凶悪な犯罪」と「汚職」のいずれかが入る。また、質問②・③と④・⑤は回答の系列効果を考慮し、順番を入れ替えてカウンターバランスをとった。

調査方法 2007 年 10 月下旬から 11 月上旬に、講義時間中、または講義終了時に無記名自記式質

問紙を配布，回収した。質問紙は，殺人や強盗などの凶悪な犯罪を起こした場合と汚職を犯した場合の2種類を作成し，ランダムに配布した。

結果

回答者の概要 分析には無効回答のあったものを除いた155名のデータを用いた。回答者の内訳は，「殺人や強盗など，凶悪な犯罪」に回答した群では，男性27名（平均年齢=20.9歳，SD=0.78），女性52名（平均年齢=20.9歳，SD=0.64），「汚職」に回答した群では，男性25名（平均年齢=21.4歳，SD=1.55），女性51名（平均年齢=20.9歳，SD=1.48）であった。

犯罪の種類と父親および母親に社会的責任があると思う程度の検討 犯罪の種類（凶悪な犯罪，汚職）によって，犯罪者の父親の社会的責任および母親の社会的責任があると思う程度の高さに違いが見られるかどうか，対応のないt検定で比較した。

その結果，Table 1に示したように，汚職よりも凶悪な犯罪の方が，父親の社会的責任の得点は有意に高く（ $t(153)=3.78, p<.001$ ），母親の社会的責任の得点も有意に高かった（ $t(153)=4.36, p<.001$ ）。

Table 1
犯罪の種類別にみた犯罪者の父親および母親の社会的責任の得点

	凶悪な犯罪	汚職	t値
	平均値(SD)	平均値(SD)	
父親の社会的責任	2.72(0.82)	2.21(0.87)	3.78***
母親の社会的責任	2.72(0.80)	2.13(0.89)	4.36***

*** $p<.001$

犯罪者イメージの因子分析 大学生が抱えている犯罪者イメージを明らかにするために，犯罪者本人に関する項目25項目について，得られた155名の回答に基づき，最尤法，プロマックス回転による因子分析を行った。その際，固有値の基準を1.0以上とし，固有値の落差を参考にし，解釈のしやすさから，5因子を抽出した。このうち，共通性が低かった（.30未満）4項目を除き，再度因子分析（最尤法，プロマックス回転）を行い，その結果をTable 2に示した。結果の解釈に際しては，負荷量.400以上の項目を採用した。また，2つの因子に.35以上同時に負荷している項目については，独自性の点からこれらの項目を除いた。その結果，第1因子7項目，第2因子3項目，第3因子2項目，第4因子2項目，第5因子2項目が残ったが，第5因子の信頼性係数が $\alpha=.66$ と低かったため，本研究では扱わず，第4因子までの計14項目を採用した。

まず，各因子に高く負荷した項目からその因子内容を検討した。第1因子は，「親の愛情を十分に受けて育たなかった人」，「精神病院に入院していたことがある人」，「ノイローゼと診断されたことがある人」と情緒・精神的な問題の項目と，「普段の行動や性格が変わったところがある人」，「すぐかっとして，心の統制がとれない人」などの行動面の問題の項目であった。岡田・安藤(1994)の研究ではそれぞれ“情緒不安定”，“社会的逸脱”という因子に分かれていたが，本研究ではこれを“情緒・行動面の不安定因子”とした。

Table 2

犯罪者(凶悪犯, 汚職)のイメージの因子分析

I 情緒・行動面の不安定	因子 1	因子 2	因子 3	因子 4	因子 5	α
親の愛情を十分に受けて育たなかった人	.714	-.096	.046	-.274	.040	
普段の行動や性格に変わったところがある人	.680	.207	-.084	.158	.071	
すぐかっとして, 心の統制がとれない人	.624	.153	-.039	-.216	.088	
協調性に欠ける人	.594	.121	-.125	.065	.024	.87
精神病院に入院していたことがある人	.572	-.109	.318	.040	.094	
いつもトラブルの絶えないような家族の一員である人	.542	.302	.079	-.023	-.070	
ノイローゼと診断されたことがある人	.491	-.089	.244	.050	.247	
II 社会的・経済的不安定						
少ない収入しか得ていない人	.027	.794	.040	-.037	.069	
低い学歴の人	.154	.729	.007	-.005	-.200	.85
安定した収入を得ていない人	.032	.586	.255	-.173	.070	
子どもの頃, 貧しい家庭で育った人	.216	.335	.132	.181	.085	
III 犯罪接触						
前科のある人が家族や親戚にいる人	-.057	.128	.602	.095	.014	
社会的地位が低くみなされるような職業についている人	-.086	.421	.601	-.078	.144	.70
犯罪や非行の経験がある人と頻繁に交際している人	.058	.058	.584	-.062	.037	
犯罪や非行の前科がある人	.357	-.001	.440	-.156	-.023	
IV 社会的安定						
社会的地位が高くみなされるような職業についている人	-.134	.070	-.159	.848	.211	
学歴が高い人	.040	-.076	-.056	.709	.126	.80
派手な生活をしている人	.094	-.108	.363	.589	-.316	
勝手, 気ままに暮らしているような人	.394	.150	.162	.402	-.227	
あまりにも生真面目すぎる人	.031	-.088	.204	.138	.793	.66
陰気で内向的な性格の人	.247	.097	-.089	-.001	.563	
因子間相関	因子 1	1.000	.518	.596	-.209	.158
	因子 2		1.000	.445	-.308	.157
	因子 3			1.000	-.145	.030
	因子 4				1.000	-.045
	因子 5					1.000

第2因子は、「少ない収入しか得ていない人」、「安定した収入を得ていない人」という収入の低さに関する項目と、「低い学歴の人」という学歴の低さに関する項目であった。これらの項目は岡田・安藤（1994）の研究で“社会的・経済的不安定”因子に含まれる項目だったので、第2因子をそれ

に倣って，“社会的・経済的不安定因子”とした。

第3因子は、「前科のある人が家族や親戚にいる人」、「犯罪や非行の経験がある人と頻繁に交際している人」という犯罪への接触に関する項目であった。これらの項目は岡田・安藤（1994）の研究で“犯罪接触”因子に含まれる項目だったので、第3因子をそれに倣って，“犯罪接触因子”とした。第4因子は、「社会的地位が高くみなされるような職業についている人」、「学歴が高い人」と社会的地位に関する項目であった。これらの項目は岡田・安藤（1994）の研究で“社会的・経済的安定”因子に含まれる項目であったが、本研究では経済的な安定を示す項目は含まれていないので，“社会的安定因子”とした。

イメージの対象別および犯罪別による差の検討 犯罪者とその親のイメージと犯罪の種類との関連を検討するために、各因子内項目の得点の合計点を従属変数、イメージの対象（3水準）と犯罪の種類（2水準）を独立変数として3×2要因の2要因分散分析を行った。その結果，“情緒行動面の不安定因子”においては、Table 3に示したように、対象の主効果 ($F(2,306)=45.03, p<.001$) と種類の主効果 ($F(1,153)=33.26, p<.001$)、交互作用 ($F(2,306)=16.40, p<.001$) がみられた。交互作用に有意差がみられたので、単純主効果の検定を行ったところ、Table 4に示したように、犯罪の種類の種類単主効果はイメージの対象の3水準全てで認められ、いずれの水準でも凶悪条件の方が汚職条件よりも得点が高かった（犯罪者; $F(1,153)=74.30, p<.001$ 、父親; $F(1,153)=14.82, p<.001$ 、母親; $F(1,153)=15.10, p<.001$ ）。また、対象のイメージの単純主効果は凶悪水準で認められた ($F(2,152)=39.96, p<.001$)。そのため、Tukey法による多重比較を行った結果、犯罪者イメージの得点が父親、母親イメージの得点よりも有意に高かった。

Table 3

情緒・行動面の不安定因子における対象と犯罪の種類得点(標準偏差)

	対象				自由度	F値
	犯罪者	父親	母親			
				対象	2, 306	45.03***
凶悪	19.57(3.78)	16.34(4.61)	16.59(4.74)	種類	1, 153	33.26***
汚職	14.54(3.48)	13.71(3.85)	13.84(4.61)	交互作用	2, 306	16.40***

*** $p<.001$

Table 4

情緒・行動面の不安定因子における対象別と犯罪の種類別の単純主効果

	種類の単純主効果			対象の単純主効果	
	自由度	F値		自由度	F値
犯罪者	1, 153	74.30***	凶悪	2, 152	39.96***
父親	1, 153	14.82***	汚職	2, 152	2.48 n.s.
母親	1, 153	15.10***			*** $p<.001$

“社会的・経済的不安定因子”においては、Table 5 に示したように、対象の主効果 ($F(2,306)=45.03, p<.001$) と種類の主効果 ($F(1,153)=33.26, p<.001$)、交互作用 ($F(2,306)=16.40, p<.001$) がみられた。交互作用に有意差がみられたので、単純主効果の検定を行ったところ、Table 6 に示したように、犯罪の種類別の単純主効果は犯罪者イメージ、父親イメージで認められ、どちらの水準でも凶悪条件の方が汚職条件よりも得点が高かった (犯罪者; $F(1,153)=53.59, p<.001$, 父親; $F(1,153)=9.21, p<.01$)。また、対象のイメージの単純主効果は凶悪水準で認められた ($F(2,152)=39.96, p<.001$)。そのため、Tukey 法による多重比較を行った結果、犯罪者イメージの得点が父親、母親イメージの得点よりも有意に高かった。

Table 5
社会的・経済的不安定因子における対象と犯罪の種類別の得点(標準偏差)

	対象				自由度	F値
	犯罪者	父親	母親		対象	2, 306
凶悪	7.65(2.19)	6.66(2.21)	6.30(2.05)	種類	1, 153	21.41***
汚職	5.50(1.34)	5.68(1.75)	5.71(1.82)	交互作用	2, 306	18.23***

*** $p<.001$

Table 6
社会的・経済的不安定因子における対象別と犯罪の種類別の単純主効果

	種類の単純主効果		対象の単純主効果		
	自由度	F値	自由度	F値	
犯罪者	1, 153	53.59***	凶悪	2, 152	22.62***
父親	1, 153	9.21**	汚職	2, 152	0.55 <i>n.s.</i>
母親	1, 153	3.61 <i>n.s.</i>		** $p<.01$	*** $p<.001$

“犯罪接触因子”においては、Table 7 に示したように、種類の主効果がみられ ($F(1,153)=17.62, p<.001$)、凶悪条件の方が汚職条件よりも得点が有意に高かった。

Table 7
犯罪接触因子における対象と犯罪の種類別の得点(標準偏差)

	対象				自由度	F値
	犯罪者	父親	母親		対象	2, 306
凶悪	3.97(1.29)	4.01(1.35)	3.89(1.35)	種類	1, 153	17.62***
汚職	3.25(1.12)	3.25(1.16)	3.24(1.08)	交互作用	2, 306	0.21 <i>n.s.</i>

*** $p<.001$

“社会的安定因子”においては、Table 8 に示したように、対象の主効果 ($F(2,306)=42.22, p<.001$) と種類の主効果 ($F(1,153)=43.07, p<.001$)、交互作用 ($F(2,306)=24.86, p<.001$) がみられた。交互作用に有意差がみられたので、単純主効果の検定を行ったところ、Table 9 に示したように、犯罪の種類別の単純主効果はイメージの対象の3水準全てで認められ、いずれの水準でも汚職条件の方が凶悪条件よりも得点が高かった(犯罪者; $F(1,153)=122.82, p<.001$, 父親; $F(1,153)=11.79, p<.01$, 母; $F(1,153)=5.16, p<.05$)。また、対象のイメージの単純主効果は両水準で認められた(凶悪条件; $F(2,152)=8.21, p<.001$, 汚職条件; $F(2,152)=57.53, p<.001$)。そのため、Tukey法による多重比較を行った結果、凶悪条件では父親イメージの得点が母親イメージの得点よりも有意に高かった。また、汚職条件では、犯罪者イメージの得点が父親、母親イメージの得点よりも有意に高く、父親イメージの得点は母親イメージの得点よりも有意に高かった。

Table 8

社会的安定因子における対象と犯罪の種類別の得点(標準偏差)

	対象			自由度	F値
	犯罪者	父親	母親		
凶悪	3.96(1.12)	4.29(1.48)	3.70(1.16)	2, 306	42.22***
汚職	6.07(1.25)	5.17(1.71)	4.21(1.57)	1, 153	43.07***
				2, 306	24.86***

*** $p<.001$

Table 9

社会的安定因子における対象別と犯罪の種類別の単純主効果

	種類の単純主効果		対象の単純主効果		
	自由度	F値	自由度	F値	
犯罪者	1, 153	122.82***	凶悪	2, 152	8.21***
父親	1, 153	11.79**	汚職	2, 152	57.53***
母親	1, 153	5.16*			

* $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

考察

犯罪の種類と犯罪者の親に社会的責任があると思うかの程度の分析 「殺人や強盗などの凶悪な犯罪」条件の方が「汚職」条件よりも、犯罪者の父親、および母親に対して社会的責任があると思う程度が高かった。これは、汚職を犯す人は、公務員という一定の職業に就いていることを前提とするため、特定の職業や社会的地位を前提としない、殺人や強盗などを犯す人に比べると、経済的に自立し、親から社会的に自立しているというイメージを持たれやすいためという可能性が考えられる。本研究の質問では、「殺人や強盗などの凶悪な犯罪」をする人について、無職である可能性もイメージされ得るので、公務員であることを前提とした「汚職」をする人とで比較しても、犯罪の

種類だけの影響を比較するものではなかった。犯罪の種類を増やす事や、犯罪者本人についての細かな情報を統一するなど、質問紙の改善の必要性が窺えた。

“情緒・行動面の不安定因子”における犯罪者および親イメージの分析 “情緒・行動面の不安定因子”においては、凶悪な犯罪の場合の方が汚職よりも犯罪者及びその親に対する得点が高かった。また、凶悪な犯罪において、犯罪者本人の方がその父親および母親よりも得点が高かった。このことから、汚職を犯す人とその親よりも、凶悪な犯罪をする人とその親の方が、情緒的に、また行動面で不安定であるというイメージが抱かれ、特に凶悪な犯罪の場合では両親よりも犯罪者本人にそのイメージが強く抱かれることが示唆された。

“社会的・経済的不安定因子”における犯罪者および親イメージの分析 “社会的・経済的不安定因子”においては、凶悪な犯罪の場合の方が汚職よりも犯罪者及びその父親に対する得点が高かった。また、凶悪な犯罪において、犯罪者本人の方がその父親および母親よりも得点が高かった。このことから、汚職を犯す人とその父親よりも、凶悪な犯罪をする人とその父親の方が、社会的・経済的に不安定であるというイメージが抱かれ、特に凶悪な犯罪の場合では両親よりも犯罪者本人にそのイメージが強く抱かれることが示唆された。

“犯罪接触因子”における犯罪者および親イメージの分析 “犯罪接触因子”においては、凶悪な犯罪の場合の方が汚職よりも犯罪者及びその父親に対する得点が高かった。また、犯罪の種類にかかわらず、犯罪者本人とその両親の得点に差があるとは言えなかった。このことから、汚職を犯す人とその親よりも、凶悪な犯罪をする人とその親の方が、前科のある人と接触する機会が多いというイメージが抱かれることが示唆された。

“社会的安定因子”における犯罪者および親イメージの分析 “社会的安定因子”においては、汚職の場合の方が凶悪な犯罪よりも犯罪者及びその親に対する得点が高かった。また、汚職において、犯罪者本人の方がその父親および母親よりも得点が高く、父親の方が母親よりも得点が高かった。このことから、凶悪な犯罪をする人とその親よりも、汚職を犯す人とその親の方が、社会的には安定しているというイメージが抱かれ、特に汚職の場合では犯罪者本人がそのイメージが一番強く、次いで父親、母親にそのイメージが強く抱かれることが示唆された。

研究 2

目的

本研究は、犯罪者の家族が周囲の人々、社会からどのような扱いを受けているのかを明らかにすることを目的とした。また、今回は事件直後の犯罪者家族の状況に着目し、その後どのように状況が変化してゆくかは今後の課題とする。

方法

研究対象 犯罪者の家族が社会からどのような扱いを受けているのかを調べるために、犯罪者の家族が書いた手記、また犯罪者の家族を描いた小説や映画を研究対象とした。本研究では、1997年の神戸連続殺傷事件の犯人少年Aの父母の手記『「少年A」この子を生んで… 父と母 悔恨の手記』

（『少年A』の父母，2001，文芸春秋）（以下、『少年A』）と小説『疾走』（重松清，2003，角川書店）を対象とした。

分析手続き 『少年A』と『疾走』の中から，犯罪者の家族が周囲の人々からどのような扱いを受けているか，そのことにより家族がどのような影響を受けるかといった部分に注目し，それらをまとめた。

結果

少年Aの父母について 『少年A』において，事件直後の犯罪者の家族とその周囲の人の関係をFigure 1に示した。

犯罪者は少年Aであり，1997年の事件当時14歳で，父母と2人の弟の5人家族であった。犯罪は傷害暴行及び殺人並びに殺人未遂であった。少年Aが逮捕された後，家は報道関係者に取り囲まれ，インターホンや電話が途切れることなく鳴っていた。そのため，家族は自分たちの家を離れ，親戚の家に住まわせてもらうことにした。連日警察がやってきて事情聴取をするため，父は会社を休まねばならない状態になった。家宅捜査に立ち会う時や外出する時などには，マスコミに追いかける状態であり，外出時は常に周囲に気を配っていかなくてはならない状態であった。また，身を寄せている親戚の家にも報道関係者やジャーナリスト，雑誌社の者が入れ代わり立ち代わりやってきて，インターホンがなり続ける状態が続いていた。窓の外には常に報道カメラがあるようで，家の中にいても息を殺していなければならない生活であった。家の郵便受けには，「責任を取れ」などの非難や中傷の郵便物が入っていた。次男，三男の姓を変えるため，父と母は離婚し，子供たちは親と離れ，県外で生活することになった。

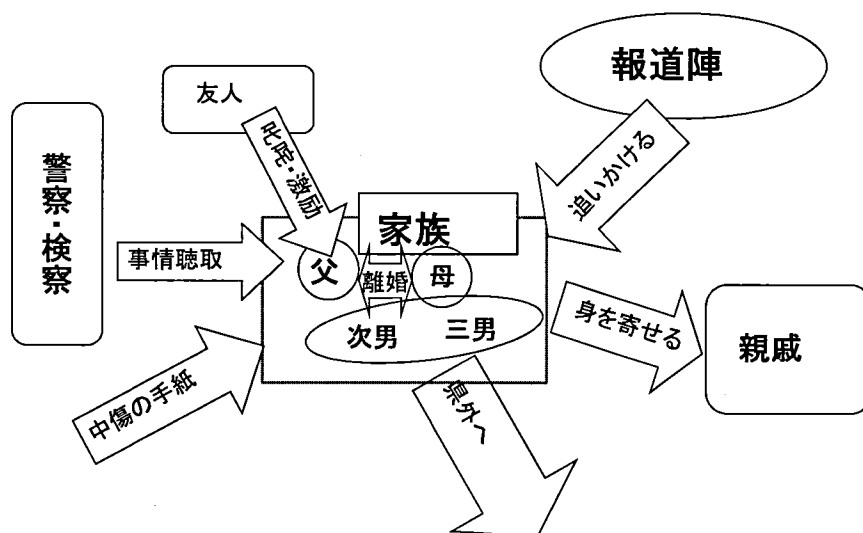


Figure 1
『少年A』この子を生んで... 父と母 悔恨の手記』にみられる
犯罪者家族と周囲の人々との関係

『疾走』における犯罪者の家族 この小説における犯罪者の家族とその周囲の人の関係を、主に事件直後に焦点を当てて Figure 2 に示した。

犯罪者は主人公（シュウジ）の兄（シュウイチ）であり、事件当時は高校2年生で、父母とシュウジとの4人家族であった。年代について、作中では明確な記述は見られなかったが、携帯電話に関する記述から、1990年代中期から後期であると推測される。犯罪は放火であり、シュウイチが逮捕されると、3日も立たないうちに近所の人の様子が変わった。作中では放火を犯した者は赤犬と呼ばれ、赤犬の身内、赤犬と関わった者も赤犬と同じであると言われ、差別を受けていた。家には真夜中に無言電話や怪音、押し殺した笑い声の電話、町から早く出て行くようという内容の電話など絶えずかかってくるようになった。それに耐え切れず、電話線を抜いて電話が繋がらないようにすると、夜中に玄関をたたく音が聞こえたり、電話を止めるなどという旨の手紙などが来るようになった。シュウジは中学生であるが、事件の直後からクラスメートの態度はよそよそしくなり、口をきこうとするものがいなくなった。しばらくすると、小学校から一緒だった友人の徹夫を中心に、椅子をベランダに出す、机に落書きをする、靴を隠す、教科書を破るなどのいじめが始まった。父親は大工をしており、シュウイチが捕まるまでは、いくつもの現場を掛け持ちしていた。しかし、シュウイチが逮捕されてからは、次第に現場からはずされて行き、近所はもとより、近隣の市でも仕事は全くなかった。そのため、か細いつてを頼り、シュウイチの話が伝わらないように、隣の県にまで働きに出る状態となり、一家の家計は苦しくなった。そのため、母親も隣の市で化粧品のセールスを始めることとなった。ある日、父親は仕事に行くといったきり家に帰ってこなくなった。その日の午後には母親が銀行で金をおろそうとした時、数十万あった残高は、被害者への慰謝料も含

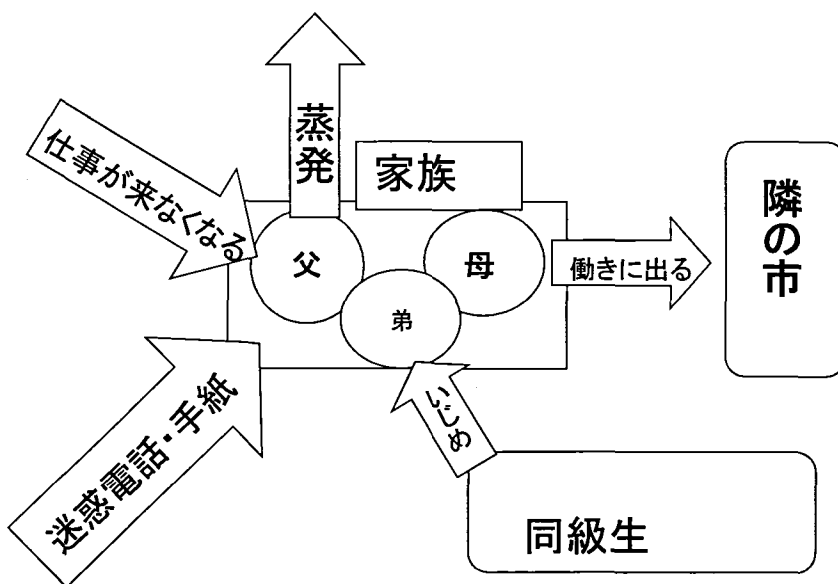


Figure 2
『疾走』にみられる犯罪者家族と周囲の人々との関係

め、ほぼゼロとなっていた。母親とシュウジの2人だけの生活は苦しくなった。その後、母親はギャンブルで金を得るようになり、あまり家に帰らなくなった。

考察

二事例の共通点 本研究で分析対象とした『少年A』、『疾走』において、犯罪者の年齢がそれぞれ14歳、17歳とともに未成年であり、年代に関しても、1990年代中期から後期ということで一致していた。また、家族構成も『少年A』では、犯罪者のAと父母、2人の弟であり、『疾走』では、犯罪者のシュウイチと父母、弟のシュウジであり、似通った構成になっていた。

『少年A』の事例では、連日にわたるマスコミの執拗な追っかけと、警察による家宅捜査により、家族は親戚の家への一時的な転居を余儀なくされた。また、家に居る時も外出時も、四六時中マスコミの影に怯える生活を余儀なくされ、精神的な負担は大きかったと考えられる。さらに、警察からの事情聴取がほぼ毎日のように行われ、父親は会社の休みを取らなければならない状況であったため、被害者遺族への賠償も考慮すると、経済的な状況は苦しくなったと考えられる。

『疾走』の事例では、連日のようにかかってくる嫌がらせ、中傷、非難の電話や脅しの手紙によって、家の中に居る時、家族は外の物音に怯えながら生活しており、精神的な負担は大きかったと考えられる。また、父親は県外まで出なければ仕事にありつけなくなり、被害者への慰謝料もあるため、経済的状況は苦しかったといえる。この事例では、家族は転居することはなかったが、このような心理的・経済的苦境のため、父親は突然蒸発したのと考えられる。

二事例の相違点 『少年A』と『疾走』の両方の事例に共通していることに、加害者の家族が、経済的・心理的に大きな打撃を受けているということが挙げられる。加害者が経済的・心理的に一家の支柱である場合、事例によっては、経済的、社会・心理的に極めて深刻な影響を家族は受けるといわれているが（井上、1986）、本研究の2つの事例をみると、加害者が一家の支柱でなくとも、家族は経済的・心理的に深刻な影響を受けることがあると考えられる。

『少年A』と『疾走』における家族の状況を比較すると、『少年A』においては、家族に心理的苦痛を与えるのは主にマスコミと警察の事情聴取であるのに対し、『疾走』においては、主に地域住民であった。この違いは、現実とフィクションの違いとも考えられるが、事件の扱われ方、地域社会の特色によるものとも考えられる。少年Aの事件は、猫の首を学校の正門に置いたり、警察への挑発的な犯行声明文などにより、逮捕前から全国的なニュースとなっており、マスコミの執着の程も大きかった。それに対し、『疾走』での放火は、繰り返し何軒かに放火したものの、片田舎で起こった事件であり、マスコミからの関心は大きなものではなかったと考えられる。また、『疾走』の事件の舞台となる町は、「沖」と呼ばれる昔は海であった干拓地と、「浜」と呼ばれる昔から陸地であった地域からなり、日頃から「浜」の人々は「沖」の人々に対し、差別意識を抱いていた。こうした、もともと差別意識が高かった町において、最も忌むべき犯罪である放火が起れば、「浜」の人々が「沖」の人々に向けていた差別意識は「赤犬（放火犯とその一族）」に向けられ、「沖」の人々も、普段「浜」の人々から差別されていた分、自分たち以上に差別されるべき存在に対し、差別意識を向けたと考えられる。このように、加害者家族の受ける社会的影響の程度には、マスコミからの事件の扱われ方や、地域の状況が関係するとも考えられる。

総合考察

本研究の成果

本研究は、犯罪被害者の家族に対する心理学的支援の基礎的研究として、研究1では、大学生が犯罪被害者とその親に対してどのようなイメージを抱いているかを明らかにし、その犯罪者と父親、母親に対するイメージの間にどのような差があるのかを検討すること、研究2では、犯罪被害者の家族が、事件直後に周囲の人々、社会からどのように扱われているのかを明らかにすることを目的として行った。

研究1では、犯罪者に対し“情緒・行動面の不安定”、“経済的・社会的不安定”、“犯罪接触”、“社会的安定”の4つのイメージが確認され、“情緒・行動面の不安定”、“経済的・社会的不安定”、“犯罪接触”の2つのイメージにおいては、凶悪な犯罪の方が、汚職を犯した場合よりも犯罪者及びその親に対してそのイメージを強く抱くことが明らかになった。逆に“社会的安定”のイメージは、汚職の場合の方が、凶悪な犯罪の場合よりも犯罪者及びその両親に対してそのイメージを強く抱くことが分かった。

また、凶悪な犯罪の場合において“情緒・行動面の不安定”、“経済的・社会的不安定”イメージは、犯罪者本人に対して最も強く、父親、母親の間には大きな差はみられなかった。汚職の場合において“社会的安定”イメージは、犯罪者本人に対して最も強く、母親よりは父親に対して強いことが明らかになった。これら3つのイメージにおいては、犯罪者本人と親との間に有意な差が見られたことから、“情緒・行動面の不安定”、“経済的・社会的不安定”、“社会的安定”というイメージは犯罪者本人の個人的な特性としてイメージされやすいと考えられる。

研究2では、犯罪被害者の家族は、事件直後において、経済的、心理的に極めて深刻な打撃を受け得ることが示唆された。また、社会的な影響を受ける程度には、事件の取り扱われ方やその地域社会の特色が関係することが考えられた。

今後の課題

しかし、研究1では対象を大学生に限定したものであり、社会一般が抱く犯罪者とその親に対するイメージを明らかにするには、他の異なる年齢層や、社会的立場の人からもデータを収集する必要がある。また、本研究では凶悪な犯罪と汚職の場合での犯罪者とその親のイメージを比較したが、その他の種類の犯罪でも、犯罪者とその親に対して抱くイメージが変わると考えられ、研究2で示唆されたように、犯罪が社会的にどのように扱われるかによっても、犯罪者やその家族に対するイメージが変わることが考えられる。これらことから、質問紙の内容の検討が今後の課題となる。研究2では、今回分析の対象にしたのがわずか2つの事例であるため、これらをもって犯罪被害者全般に一般化し得るものではない。また、2つの事例とも、犯罪者が未成年であり、成人犯罪者の家族についても事例も含め、さらに多くの事例を分析する必要が求められる。また、本研究では事件直後の家族の状況に着目したが、その後家族の状況がどのように変わるのかに着目し、家族の状況の変化にどのような要因が関連するかを検討することを今後の課題とする。

引用文献

- 井上義隆 (1986). 行刑施設への収容が家族に与える影響について 刑政, 97(1), 24-32.
- 望月 嵩 (1985). 犯罪・非行と家族の紐帯 犯罪社会学研究, 10, 4-15.
- 望月 嵩 (1989). 犯罪者とその家族へのアプローチ 犯罪社会学研究, 14, 57-69.
- 岡田至雄・安藤仁朗 (1994). 半在及び犯罪者に関するイメージの研究 関西大学社会学部紀要, 26(2), 1-29.
- 佐藤典子 (1989). 受刑者の受入環境の実態と問題点 犯罪社会学研究, 14, 4-22.